

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社学情			コード	2301
提出日	2025/1/10		異動（予定）日	2025/1/24	
独立役員届出書の提出理由	2025年1月24日開催予定の定時株主総会において社外取締役辻内章、笹川祐子、（以上2名兼任）、和田裕美（新任）、宮田喜好（新任）、社外監査役前義信（兼任）、小林聖子（新任）の選任議案が付議されたため。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	辻内 章	社外取締役	○										△				有
2	笹川 祐子	社外取締役	○												○		有
3	和田 裕美	社外取締役	○												○	新任	有
4	宮田 喜好	社外取締役														新任	
5	前 義信	社外監査役	○												○		有
6	小林 聖子	社外監査役	○												○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	辻内章氏は、有限責任監査法人トーマツに勤務されていたとき、当社の監査業務を担当されていたことがあります。ただし、関与していたのは2000年から2006年及び2010年から2015年までで、その後5年経つてから当社の取締役に選任されていますので、独立社外取締役としての基準は満たしていると判断しています。	辻内章氏は、有限責任監査法人トーマツに長年勤務され、様々な企業の監査業務における豊富な経験を有し、当社の経営全般や決算・会計業務、内部統制体制の構築において有効な提言をいただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。また東京証券取引所の定める独立役員としての要件である「一般株主と利益相反が生じる恐れのない者」に該当すると判断したため、独立役員に指定しております。
2		笹川祐子氏は、人材育成に関する会社経営について豊富な知見を有しており、当該知見を活かして特に女性経営者としての専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等有効な提言をいただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。また東京証券取引所の定める独立役員としての要件である「一般株主と利益相反が生じる恐れのない者」に該当すると判断したため、独立役員に指定しております。
3		和田裕美氏は、外資系教育会社での勤務経験から営業コンサルタント会社を設立し、多くの営業社員育成に関する著書の執筆や講演を行うなど、社員育成について豊富な知見を有しており、社外取締役に選任された場合、当該知見を活かして特に女性経営者としての専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等有効な提言をいただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。また東京証券取引所の定める独立役員としての要件である「一般株主と利益相反が生じる恐れのない者」に該当すると判断したため、独立役員に指定しております。
4		宮田喜好氏は、株式会社朝日新聞社に長年勤務され、大阪・東京の編集局・報道局での勤務や常務執行役員として管理・人材/働き方改革を担当されるなど、豊富な経験を有することから、当社の経営全般において有効な提言をいただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。
5		前義信氏は、税理士を主たる職業とし、特に当社のコンプライアンスに関する監査体制を充実させる上で適任であると判断したため、社外監査役に選任しております。また東京証券取引所の定める独立役員としての要件である「一般株主と利益相反が生じる恐れのない者」に該当すると判断したため、独立役員に指定しております。
6		小林聖子氏は、弁護士を主たる職業とし、特に当社のコンプライアンスに関する監査体制を充実させる上で適任であると判断したため、社外監査役に選任しております。また東京証券取引所の定める独立役員としての要件である「一般株主と利益相反が生じる恐れのない者」に該当すると判断したため、独立役員に指定しております。

4. 捷足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f. g.及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。